皆さんの意見をお聞かせください

弘前広域都市計画の変更原案の閲覧および説明会・公聴会の開催

弘前広域都市計画の整備、開発および保全の方針、区域区分および用途地域を変更するため、変更原案の閲覧、説明会および公聴会を行います。

▼変更する都市計画の内容
○弘前広域都市計画の整備、開発および保全の方針の変更（県決定）
○区域区分（市街化区域および市街化調整区域）の変更（県決定）
○用途地域の変更（市決定）

▼変更する区域
清野袋５丁目の一部、樹木５丁目の一部、桔梗野４丁目の一部ほか

【説明会】
▼とき　10月20日（火）、午後７時～
▼ところ　市役所３階大会議室

【原案の閲覧】
▼閲覧期間　10月19日～11月２日（平日の午前８時30分～午後５時）
▼閲覧場所　都市計画課（市役所３階）
※原案は市ホームページでも閲覧できるほか、県決定部分は青森県庁都市計画課（青森市長島１丁目）でも閲覧できます。

【公聴会】
▼とき　11月９日（月）、午後１時30分～
▼ところ　市役所３階第１・第２会議室
▼公述の申し出　公聴会に出席して意見を述べることができる人は、市内に住所を有する人で、公述申出書を提出した人です。事前に問い合わせの上、10月19日～11月２日（必着）に公述申出書を提出してください（平日の午前８時30分～午後５時）。
※11月２日までに公述の申し出がない場合は、公聴会の開催を取りやめますので、傍聴を希望する人は事前にお問い合わせください。

■問い合わせ・提出先　青森県庁都市計画課（☎017-734-9681）／都市計画課（☎35-1134）

ぜひご利用ください

農業無料職業紹介所を開設しています

市では、農業における労働力不足の解消のため農業無料職業紹介所を開設し、市内の農業者と農家で働きたい人のマッチングを行っています。

▼求人・求職の範囲
求人者…市内の農業者または農業法人
求職者…市内の農家で働きたい人
▼設置場所　農林部内（市役所３階）
▼開設時間　平日の午前８時30分～午後５時
■問い合わせ先　農政課地域経営係（市役所３階、☎40-7102）

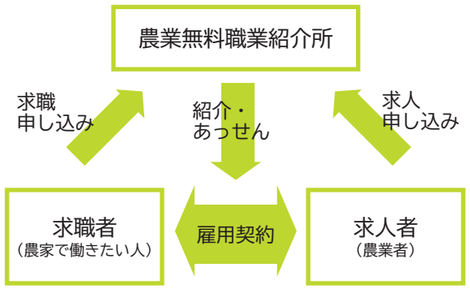

たか丸くんと学ぼう♪
おもてなし
Omotenashi English
英会話
国際的なおもてなしを学ぼう！

Lesson14
ココならできますよ！

Is there any place for apple picking?
（イズ ゼア エニィ プレース フォア アッポー ピッキン）
りんごもぎ取り体験ができるところはありますか。

It's available in the Apple Park.
（イッツ アヴィラボー イン ザ アッポー パーク）
りんご公園でできますよ。

たか丸くんの豆知識
実物のりんごの木を見る機会は外国人にとって貴重らしいまる。

対象者は忘れずに申し込みを

令和３年度弘前市奨学生の募集

▼対象　経済的な理由により修学が困難で、次の①および②に該当する人
①市内に住所がある家庭の被扶養者で、令和３年度に高等学校以上の学校（専門学校を含む）に在学している人（見込者を含む）
②ほかの奨学金の貸与または給付を受けていない人
▼貸与期間　令和３年４月分から、在学する学校の正規の修学期間
▼奨学金の額　①大学（大学院、短大を含む）・専門学校＝月額２万5,000円／②高等学校・中等教育学校後期課程＝月額１万3,000円
※希望者には貸与総額の一部を入学一時金として入学前に貸与します。
（例）大学４年制…24万円、高等学校…10万8,000円（この場合、月額貸与額は減額となります）
▼返還方法　卒業後１年経過してから10年以内で、年賦・半年賦・月賦のいずれか（無利息）
▼申し込み方法　申込書に必要書類を添えて、11月20日（金）までに、教育総務課（岩木庁舎３階）または学務健康課弘前分室（市役所１階）へ。
※家庭の経済状況や学力などを基に選考し、結果を12月下旬に通知します。
※申請書類は申込先で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ先
教育総務課（☎82-1639）

対象者は確認してください

重度医療の受給者証と決定通知書を更新

弘前市重度心身障害者医療費の受給者証と決定通知書を10月１日から更新します。対象者には新しい受給者証または決定通知書を送付しましたので、裏面に記載の注意事項を必ず読んでご利用ください。また、内容に変更がある場合は届け出をしてください。

①受給者証
▼対象者　国民健康保険加入者
▼利用方法　医療機関を受診する際に健康保険証と一緒に提示すると、窓口で支払う医療費が軽減されます。
※県外の医療機関を受診する場合や受給者証を提示しなかった場合、償還払いの手続きが必要です。

②決定通知書
▼対象者　社会保険加入者および後期高齢者医療保険加入者
▼利用方法　償還払い

【償還払いの方法】
医療機関で医療費を支払った後、障がい福祉課へ領収書と印鑑を持参して申請してください。後日、本人名義の口座に助成額を振り込みます。
※申請できる期間は診療月の翌月から２年以内ですので、ご注意ください。

【重度医療とは】
弘前市重度心身障害者医療費助成制度では、重度の障がい者が健康保険証を使って医療機関を受診した場合、入院・外来を問わず医療費を助成します。

▼対象　障害者手帳取得時または障害等級変更時に65歳未満の人（平成16年９月30日以前に手帳を取得している場合はそれ以前に重度医療の資格を有する人）で、次の①～③のいずれかに該当する人
①身体障害者手帳１、２級および内部障害３級（免疫機能障害・肝臓機能障害を除く）／②愛護手帳（療育手帳）Ａ／③精神障害者保健福祉手帳１級
▼支給の制限　上記対象者であっても、所得や保険の種類によって制限があります。次の❶～❸の場合は医療費は助成しません。
❶一定所得以上の人／❷65歳以上で市民税課税世帯に属する人／❸65歳以上で後期高齢者医療保険に加入していない人
■問い合わせ・申請先　障がい福祉課障がい者医療・給付係（市役所１階、☎40-7122）